

風 水 害 編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針	風-1
第1 計画の目的	風-1
第2 計画の基本方針	風-1
第3 計画の修正	風-2
第4 他計画との関係	風-2
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	風-3
第1 野田市	風-3
第2 千葉県	風-3
第3 指定地方行政機関	風-4
第4 自衛隊	風-7
第5 指定公共機関	風-7
第6 指定地方公共機関	風-8
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	風-9
第8 市民等及び事業所等	風-10
第3節 災害環境	風-11
第1 位置	風-11
第2 自然環境	風-11
第3 社会環境	風-11
第4節 風水害の想定	風-12
第1 浸水想定	風-12
第2 土砂災害	風-12

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の確立	風-13
第1 組織の整備	風-13
第2 情報連絡体制の整備	風-13
第2節 防災知識の普及啓発	風-14
第1 防災広報・防災教育の充実	風-14
第2 防災訓練の推進	風-14
第3 調査・研究	風-14
第3節 各種災害の予防対策	風-15
第1 水害予防対策	風-15
第2 土砂災害防止対策	風-16
第3 風害防止対策	風-16
第4 雪害防止対策	風-17
第4節 火災の防止	風-19
第1 出火防止	風-19
第2 初期消火	風-19
第3 火災の拡大防止	風-19
第4 市街地の不燃化	風-19

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	風-21
--------------	------

第1 市の防災体制の確立	風-21
第2 災害対策本部設置前の体制	風-22
第3 災害対策本部の体制	風-22
第4 災害対策本部解散後の体制	風-24
第2節 情報の収集・伝達	風-32
第1 情報連絡体制の確立	風-32
第2 気象に関する情報の収集	風-32
第3 被害情報の収集・報告	風-34
第3節 災害広報	風-35
第1 災害時の広報	風-35
第2 広聴活動	風-35
第3 報道機関への対応	風-35
第4節 災害派遣・応援要請	風-36
第1 自衛隊の災害派遣	風-36
第2 県・市町村等への要請	風-36
第3 消防の広域応援要請	風-36
第4 上水道・下水道事業体の相互応援	風-36
第5節 消防・救助救急・危険物等対策	風-37
第1 消防活動	風-37
第2 救助救急活動	風-37
第3 危険物等の対策	風-37
第4 水防活動	風-37
第6節 医療救護・防疫活動	風-41
第1 応急医療活動	風-41
第2 保健衛生活動	風-41
第3 防疫活動	風-41
第7節 避難対策	風-42
第1 避難勧告・指示等	風-42
第2 支部連絡所の開設及び役割	風-44
第3 指定避難所の開設及び運営	風-45
第8節 生活救援	風-46
第1 飲料水の供給	風-46
第2 食料の供給	風-46
第3 生活必需品の供給	風-46
第4 救援物資の受入れ・管理	風-46
第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理	風-47
第1 行方不明者の捜索	風-47
第2 遺体の処理	風-47
第3 遺体の埋葬	風-47
第10節 交通・緊急輸送	風-48
第1 交通規制	風-48
第2 緊急輸送	風-48
第3 緊急通行車両等の確認	風-48

第11節 災害警備・防犯	風-49
第1 災害警備	風-49
第2 防犯	風-50
第12節 ライフライン施設等の応急対策	風-51
第1 ライフライン施設	風-51
第2 交通施設	風-51
第3 公共施設	風-51
第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策	風-52
第1 災害発生時の対応	風-52
第2 応急教育	風-52
第3 応急保育	風-52
第4 社会教育施設の対策	風-52
第5 文化財の確認	風-52
第14節 避難行動要支援者対策	風-53
第1 避難行動要支援者の避難支援	風-53
第2 避難行動要支援者への対応	風-53
第3 社会福祉施設入所者等への支援	風-53
第15節 ボランティアへの対応	風-54
第1 ボランティアの受け入れ体制	風-54
第2 ボランティア活動支援	風-54
第16節 帰宅困難者対策	風-55
第1 施設管理者等の対応	風-55
第2 市の対応	風-55
第17節 清掃・廃棄物・環境対策	風-56
第1 障害物の除去	風-56
第2 清掃・廃棄物処理	風-56
第3 環境汚染の防止	風-56
第4 動物対策	風-56
第18節 建物対策	風-57
第1 被災宅地の危険度判定	風-57
第2 住家の被災調査・被災証明の発行	風-57
第3 住宅の応急修理	風-57
第4 応急仮設住宅の設置	風-57
第19節 災害救助法の適用	風-58
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 生活安定のため緊急措置	風-59
第1 被災者の生活確保	風-59
第2 地域経済への支援	風-59
第2節 生活関連施設の復旧計画	風-60
第3節 災害復興計画	風-61

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、野田市防災会議が作成する計画であり、市域に係る風水害に関し、市、防災関係機関、事業者及び市民等が協力し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、防災関係機関を含めた総合的な計画として定めたものであり、次の事項の定めをもって、防災に万全を期するものである。

- (1) 市の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他予防に関する計画
- (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

第2 計画の基本方針

本市は、千葉県の北西部に位置し、東は利根川、西は江戸川、南に利根運河の三川に囲まれている。河川沿いに続く低地には、人口集中に伴う居住地の拡大傾向及び市街地の排水不良地域等被害を受けやすい条件にあるが、治水事業等、排水事業への計画的な推進により、被害は最小限にとどめられている。

しかしながら、都市化の進展や人口の高齢化などによる避難行動要支援者の支援、地域の相互扶助意識の低下などにより、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

今後、「風水害等に強いまちづくり」の実現のため、都市基盤の整備のほか、地域における自助・共助を推進し、災害環境に対応した、風水害対策の実施を推進する。

1. 災害予防対策

- (1) 市民への風水害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努める。
- (2) 風水害等に強いまちづくりを進めるため、河川改修、土砂災害の防止対策や建築物対策等の都市防災対策を進める。
- (3) 各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- (4) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を進める。
- (5) 今後の風水害対策に役立つ各種調査研究を進める。

2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応が取れるよう、市及び防災関係機関の応急対策を整える。
- (2) 気象予警報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助等の救援救護活動の充実に努める。

- (4) 消防、水防、警備、交通規制等の応急活動の充実を図る。
- (5) 必要に応じ自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。
- (6) 電気、水道、ガス等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

3. 災害復旧対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

第3 計画の修正

- (1) 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。
また、修正したときは要旨を公表しなければならない。
なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日、野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。
- (2) 本計画に基づく諸活動を行うにあたって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。

第4 他計画との関係

本計画は、市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等被災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受け入れ、連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災思想の普及に関すること
- (21) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (22) 防災訓練の実施に関すること
- (23) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること

- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関すること
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ウ 手形交換、休日営業等に関すること

- エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
- オ 営業停止等における対応に関する事

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (2) 関係職員の派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4. 関東農政局

- (1) 災害予防
 - ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事
 - イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事
- (2) 応急対策
 - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
 - イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
 - エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
 - オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事
- (3) 復旧対策
 - ア 災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事
 - イ 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関する事
- (4) その他
 - ア 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事
 - イ 災害時の政府所有米穀の供給に関する事（農林水産省生産局）

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- (3) 被災中小企業の振興に関する事

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事

- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9. 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること
- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

10. 関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- イ 通信施設等の整備に関すること
- ウ 公共施設等の整備に関すること
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
- キ 豪雪害の予防に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること

11. 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること

12. 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

第4 自衛隊

1. 陸上自衛隊需品学校

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関する事

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

2. 海上自衛隊下総教育航空群

- 1. に同じ

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・コム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3. 日本放送協会

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4. 日本通運株式会社

- 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5. 東京電力株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

第6 指定地方公共機関

1. 野田ガス株式会社

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関すること

2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物質、避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県トラック協会野田支部
災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
2. 一般社団法人野田市医師会
 - (1) 医療及び助産活動に関すること
 - (2) 医療機関との連絡調整に関すること
3. 一般社団法人野田市歯科医師会
 - (1) 歯科医療に関すること
 - (2) 医療機関との連絡調整に関すること
4. 野田市薬剤師会
 - (1) 医療活動に関すること
 - (2) 薬剤師との連絡調整に関すること
5. 公益社団法人千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区
 - (1) 柔道整復医療に関すること
 - (2) 医療機関との連絡調整に関すること
6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
 - (2) その他災害応急対策についての協力に関すること
7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区
災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報、連絡に関すること
8. 野田市赤十字奉仕団
 - (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関すること
 - (2) その他災害応急対策についての協力に関すること
9. 千葉県北部建設協同組合・県北建設業協同組合
 - (1) 災害時における応急活動の協力に関すること
 - (2) 道路の復旧に関すること
 - (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること
10. 野田市建築業組合
 - (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関すること
 - (2) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
11. ちば東葛農業協同組合

- (1) 災害時における食糧及び物資の供給に関すること
- (2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること
- (3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること

1 2. 東葛北部、五駄、南部、江川、福田、木野崎の各土地改良区
農地、農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関すること

1 3. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること
- (3) 災害時における防災活動に関すること

1 4. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

第8 市民等及び事業所等

1. 市民等

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。
 - ア 避難情報等発表時のとるべき行動の確認
 - イ 食料・飲料水の備蓄
 - ウ 非常持出品の準備
- (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- (3) 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

2. 自主防災組織

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 避難誘導、救出救護、指定避難所の運営に関すること
- (4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- (5) 県、市が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関すること

3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

4. ボランティア団体

平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 災害環境

第1 位置

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約30km、千葉市に45kmの距離、東経139度52分29秒、北緯35度57分18秒に位置する。

第2 自然環境

1. 地形

本市は南北に向かって細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地（自然堤防）が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地形面となっている。

2. 地質

本市の市街地の多くは、高台に集中しており、その地質の大部分は火山灰土で形成されており、河川沿い及び低地部は、沖積土と沖積砂土となっている。

第3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、平成25年4月1日現在、156,725人、63,322世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.54 km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

<土地利用の状況>

	面積 (m ²)	割合 (%)
田	13,403,745	12.9
畑	18,483,787	17.9
宅地	23,407,746	22.6
池沼	301,183	0.3
山林	5,884,862	5.7
原野	127,731	0.1
その他	11,563,960	29.3

第4節 風水害の想定

第1 浸水想定

本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した利根川、江戸川の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（平成19年度）を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。

第2 土砂災害

本市の土砂災害危険箇所は、県によって7箇所が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定・告示されている。

第 2 章 災害予防計画

第1節 防災体制の確立

項 目	担 当	関係機関
第1 組織の整備		
第2 情報連絡体制の整備	市民生活部	東日本電信電話株式会社

第1 組織の整備

市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、それぞれの防災組織を構築し、防災教育や、災害時に行動を定めた防災計画の作成等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第1節 「防災体制の整備」を準用する。

第2 情報連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の情報収集・伝達を確保するため、防災無線等の整備や無線を有する基幹・団体との連携に努める。

対策の内容は、震災編 第2章 第1節 第2 「情報連絡体制の整備」を準用する。

第2節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担 当	関係機関
第1 防災広報・防災教育の充実	市民生活部、学校教育部	
第2 防災訓練の推進	土木部、市民生活部、消防本部	野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第3 調査・研究	市民生活部	

第1 防災広報・防災教育の充実

市民生活部及び学校教育部は、市民が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。学校においても防災教育や災害教訓の伝承を実施し、市民の防災意識や行動力の向上を図る。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第1「防災広報・防災教育の充実」を準用する。

第2 防災訓練の推進

土木部は、主に市職員並びに防災関係機関の関係団体を対象として、技能の習得を主体とした水防工法訓練、救護等の基礎的な実地訓練を適宜行い、技術の普及・錬磨に努める。

(1) 実施時期

毎年5月に実施する。

(2) 実施方法

野田市水防演習実施要領を定め、実施する。

(3) 内容

水害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員及び防災関係機関、関係団体により、土のう造り、杭打積土俵工、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。

その他対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第2の2「各種防災訓練」を準用する。

第3 調査・研究

土木部及び市民生活部は、今後の防災対策を進めるため防災関係機関との情報交換、防災に関する資料の収集整理や防災アセスメント調査等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第3「調査・研究」を準用する。

第3節 各種災害の予防対策

項 目	担 当	関係機関
第1 水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第2 土砂災害防止対策	市民生活部	東葛飾土木事務所
第3 風害防止対策	市民生活部、自然経済推進部、都市部	東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社
第4 雪害防止対策	土木部、都市部、市民生活部、自然経済推進部	東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社

第1 水害予防対策

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

1. 河川改修の計画

直轄1級河川である利根川、江戸川、利根運河については、国が直接改修工事を行い、流域の浸水被害の軽減に大きく貢献している。また、県知事管理の1級河川の座生川については、将来の流域の市街化に備え、50年に1度降る大雨を想定し、その大雨を流すことができる水量（基本高水流量）を190m³/sという安全度の高い流量を想定して改修が完了している。さらに、江戸川の水位が高くなった場合に備え、河道沿いに5箇所の調整池を設置している。くり堀川についても、準用河川としての河川改修により、治水機能の整備を図る。

しかし、河川の流域での宅地開発等による市街化の進展及び下水道、道路等の生活関連公共施設の整備による河川への流出量の増大も進行している。

今後、さらに河川の治水、安全度を高めるために、土木部は雨水幹線の整備や雨水貯留池の建設等の総合的な流出抑制対策を必要に応じ講ずる。

2. 河川の管理

土木部は、管理する河川、排水路等に堆積したごみ、ヘドロ等を除去し、流水の適切な機能確保と水質浄化、臭気対策を図り、水辺環境の適切な維持に努める。

3. 洪水ハザードマップの作成と公共

土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。

なお、浸水想定区域内に福祉施設等があることから地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。

4. 公共下水道（雨水）の整備

土木部は、公共下水道全体計画区域の管渠整備を推進し、整備区域の拡大を図るとともに、水質汚濁を防止する。

特に雨水排水については、浸水発生のおそれのある地区を中心に雨水幹線の整備を推進する。

また、地域内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備を推進する。

5. 雨水流出抑制施策の推進

土木部は、集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き、調節地の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を設置するなど公共施設を雨水流出抑制施設として、積極的に活用する。

特に道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り、透水性舗装等の雨水浸透対策を採用する。

また、大規模工場や大規模店舗、レストラン等の駐車場並びに個人の住宅についても雨水浸透対策として協力を求める。

第2 土砂災害防止対策

市民生活部は、土砂災害の防止対策として土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップ作成、警戒避難体制の整備等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第1「土砂災害の防止」を準用する。

第3 風害防止対策

1. 電力施設の風害防止対策

東京電力株式会社は、送電設備、配電設備の風圧荷重は、「電気設備の技術基準」、「送電用鉄塔設計基準」の各該当項目により設計しており、建築物は、建築基準法に基づき設計している。

また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

2. 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

3. 立木・街路樹対策

都市部は、立木・街路樹が受ける被害（倒木、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切断したり、塀を壊したりする場合も多く、枝おろし、支柱等の手入れや措置を講ずる。

4. 農作物対策

自然経済推進部は、農業協同組合を通じて農作物の風害防止について指導し被害の軽減を図

る。

また、降雹等の被害についても指導する。

5. 知識の啓発

市民生活部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報や、台風や竜巻から身を守るための知識の啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(エ) 大粒の雨やひょうが降りだす。

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。

(イ) 雨戸・シャッターを閉める。

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。

(イ) 橋や陸橋の下に行かない。

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

第4 雪害防止対策

1. 道路対策

(1) 除雪体制

野田市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶は希なため特別な予防施策事業はない。

今後の異常降雪の場合は、その状況により土木部が中心となり、都市部の応援を得て関係機関と協力して交通の確保に努める。

(2) 主要幹線の除雪区分

一般国道、主要地方道、一般県道については、各道路管理者が次のとおり行う。

また、市道については、道路の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考え、第一から三種を決定し、行う。

種類	道路種別	除雪目標
第一種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。
第二種	主要地方道	2車線幅員の確保を原則とするが状況により、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は極力早期に実施する。
第三種	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設ける。

(3) 除雪作業

土木部は、除雪作業にあたり、状況に応じて関係業者の協力を得て、人力と機械力による協同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等や、砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

2. 電力施設対策

東京電力株式会社は、送電線設備及び配電線設備の着雪防止対策等に努める。

3. 通信施設対策

各通信事業者は、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策及び災害予防体制等を実施する。

4. 農作物対策

農作物が雪害を被る場合として、積雪の重さによるものが大きいと思われる。

自然経済推進部は、農作物の雪害防止について、農業協同組合等を通じて指導し、被害の軽減を図る。

第4節 火災の防止

体 系	担 当	関係機関
第1 出火防止	消防本部	
第2 初期消火	消防本部	
第3 火災の拡大防止	消防本部	
第4 市街地の不燃化	都市部	

第1 出火防止

火災を防止するために、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。

また、危険物の漏洩、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備えた危険物災害防止等について、関係法令に基づき推進する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第1「出火防止」を準用する。

第2 初期消火

消防本部は、同時多発が予想される火災に対応し、延焼拡大の阻止を図るため市民及び事業所の自主的な消火活動又は隣保共助等自主防災体制の強化を図るため、次の諸施策を推進する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第2「初期消火」を準用する。

第3 火災の拡大防止

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき、消防資機材、水利、消防団の強化等を行うとともに、広域応援体制を整備する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第3「火災の拡大防止」を準用する。

第4 市街地の不燃化

都市部は、防火地域の指定、都市防災不燃化事業等により、不燃化の促進を図り火災の延焼防止に努める。

対策の内容は、震災編 第2章 第5節 第1「市街地の不燃化・耐震化」を準用する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項 目	担 当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制		
第3 災害対策本部の体制	総括班	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班、対策要員部班、各班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員	備考 (水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2配備	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒体制
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ はん濫注意情報の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ はん濫警戒情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	
	第3配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ はん濫危険情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	

2. 動員・配備

(1) 配備の決定

市民生活部長は、市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外は、市民生活部長から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

3. 配備場所

配備場所は、あらかじめ定められた場所とする。

4. 動員報告

参集した職員は所属単位毎、総括班に参集報告を行う。

5. 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、市長は、電話等を利用して速やかに消防団長に伝達する。

消防団長は、市長から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出勤できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前は、各課での災害対応及び事務局への情報収集等を実施する。組織、所掌事務は、水防本部の体制をとるものとする。

第3 災害対策本部の体制

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準

- | |
|---|
| ア 市内に災害が発生したとき
イ 市内に災害が予想されるとき
ウ その他市長が必要と認めたとき |
|---|

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。市庁舎が被災した場合は、中央公民館、樺のホールの順に設置する。

(3) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県及び防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

設置場所	関宿北部地区…県立関宿城博物館 関宿南部地区…木間ヶ瀬小学校 北部地区…北コミュニティセンター 東部地区…東部公民館 福田地区…福田公民館 関宿中部地区…いちいのホール 川間地区…川間公民館 中央地区…中央出張所 南部地区…南コミュニティセンター
活動内容	支部長・副支部長（４人）・情報員・通信員を置く。 支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。 支部長に事故があるときは副支部長がその職務を代理する。 ・担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること ・担当区域の現状把握と対応策の検討 ・指定緊急避難場所への通信連絡に関すること ・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関すること ・本部長の指示により職員の配置替えについて ・市外居住職員の配置

２．災害対策本部の運営

(1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、市民生活部長の順により権限を委任する。

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

本部会議の協議事項

- | |
|--|
| ア 災害対策本部の配備体制の変更に關すること
イ 避難の勧告、指示、警戒区域の設定に關すること
ウ 災害救助法の適用に關すること
エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に關すること
オ 災害対策経費の処理に關すること
カ その他災害対策の重要事項に關すること |
|--|

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。また、本部連絡員は、各部から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 分掌事務

各部長は、市長(本部長)の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(5) 長期化への配慮

対策要員部班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康を確保する。

3. 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、防災担当だけでなく全庁的に対応にあたる。

指揮は副市長が行い、総括班が事務局として調整にあたる。

災害対策本部 組織図



災害対策本部 所掌事務

■ 本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・ 災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ・ 本部会議に関する事。 ・ 部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・ 県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。 ・ 国、県等への災害報告に関する事。 ・ 気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・ 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関する事。 ・ 防災行政無線の運用に関する事。 ・ 支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ・ 帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	・ 本部会議に関する事。 ・ 気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・ 支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ・ 帰宅困難者の把握及び支援に関する事。

■ 特命班（各部からの応援要請で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・ 災害情報の収集、整理及び各部への提供に関する事。
電話対応班		指名による	・ 市民等からの電話問合せ、連絡受け付けに関する事（コールセンター）。 ・ 電話等の設置及び運営に関する事。
渉外調整班		指名による	・ 防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関する事。 ・ 各班との調整に関する事。
本部連絡員班		指名による	・ 本部事務局と各班との連絡調整に関する事。
給水協力班		指名による	・ 給水班の応援に関する事。

■ 各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・ 所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関する事。 ・ 所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関する事。 ・ 所管する施設の災害拠点としての活用に関する事。 ・ 本部事務局への要員の派遣及び支援に関する事。 ・ 部長の特命事項に関する事。

■各対策班

は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する事 こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関する事 こと。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事 こと。 ・義援金・寄附金の受入れに関する事 こと。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関する事 こと。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する事 こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関する事 こと。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事 こと。 ・本部長及び副本部長の秘書に関する事 こと。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	・被害調査総括に関する事 こと。 ・被害発生状況の記録に関する事 こと。 ・住家被害認定調査に関する事 こと。 ・り災証明に関する事 こと。
		課税課長	・被害調査総括に関する事 こと。 ・被害発生状況の記録に関する事 こと。 ・住家被害認定調査に関する事 こと。 ・り災証明に関する事 こと。
		収税課長	・被害調査総括に関する事 こと。 ・被害発生状況の記録に関する事 こと。 ・住家被害認定調査に関する事 こと。 ・り災証明に関する事 こと。
対策要員部班	総務部長	総務課長	・職員の安否確認に関する事 こと。 ・職員の健康管理に関する事 こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事 こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事 こと。
		人事課長	・職員の動員に関する事 こと。 ・職員の安否確認に関する事 こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事 こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事 こと。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーション に関する事 こと。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事 こと。 ・職員の健康管理に関する事 こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事 こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事 こと。 ・庁内基幹システムの機能確保に関する事 こと。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	・庁舎及び施設の機能確保に関する事 こと。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する 事 こと。 ・緊急通行車両の申請に関する事 こと。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関する事 こと。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関する事 こと。
		営繕課長	・庁舎及び施設の機能確保に関する事 こと。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する 事 こと。 ・緊急通行車両の申請に関する事 こと。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関する事 こと。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関する事 こと。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	総合相談窓口の開設及び運営に関する事 ・住民の安否及び所在の把握に関する事 ・遺体の埋火葬に関する事。
		関宿支所長	総合相談窓口の開設及び運営に関する事（関宿支所） ・遺体の埋火葬に関する事。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関する事。 ・住民の安否及び所在の把握に関する事。
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		みどりと水のまちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関する事。 ・し尿の収集に関する事。 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事。
		清掃第一課長	災害廃棄物収集及び処理に関する事。 ・し尿の収集に関する事。 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事。
		清掃第二課	し尿の収集に関する事。 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事
		環境保全課長	仮設トイレ設置及び管理に関する事。 ・放射性物質等のモニタリングに関する事。 ・ペットの保護に関する事。
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関する事。 ・道路及び橋梁の復旧に関する事。 ・道路の障害物の除去に関する事。 ・土木関係業者との連絡調整に関する事。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事。 ・道路の障害物の除去に関する事。 ・土木関係業者との連絡調整に関する事。 ・交通規制に関する事。
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事。 ・道路の障害物の除去に関する事。 ・土木関係業者との連絡調整に関する事。 ・交通規制に関する事。
		下水道課長	・下水道の復旧に関する事。

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	被災宅地の危険度判定に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 住宅の応急修理に関する事。 住宅関係の障害物の除去に関する事。 ・仮設住宅の設置及び管理に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。
		営繕課長	・住宅の応急修理に関する事。 ・住宅関係の障害物の除去に関する事。 仮設住宅の設置及び管理に関する事。 仮設住宅の入居者選定に関する事。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		次木親野井土地 区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
医療救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関する事。 ・医療資機材及び医薬品の確保に関する事。 ・被災者の健康管理に関する事。 ・防疫に関する事。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関する事。 ・災害ボランティアセンターに関する事。
		障がい者支援課長	福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。
		高齢者支援課長	避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		介護保険課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・応急保育に関する事。
		人権・男女共同 参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・相談支援に関する事。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する こと。 避難者全体の把握に関すること。
社教班	生涯学習部長	社会教育課長	・避難所班の応援に関すること。
		社会体育課長	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化 センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民 の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		選挙管理委員 会事務局長	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		監査委員 事務局長	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		農業委員会 事務局長	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		会計管理者	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・水防活動に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業 管理者	業務課長	応急給水に関すること。 ・水道施設の復旧に関すること。
		工務課長	・応急給水に関すること。 水道施設の復旧に関すること。

■ 支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

次長不在の場合は主管課長

第2節 情報の収集・伝達

項 目	担 当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	総括班	野田市アマチュア無線連絡協議会、日本放送協会千葉放送局、関東地方非常通信協議会
第2 気象に関する情報の収集	総括班	銚子地方気象台、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、東葛飾土木事務所
第3 被害情報の収集・報告	被害調査班、総括班、消火・救助班、各班	野田警察署、東葛地域振興事務所

第1 情報連絡体制の確立

市は、災害時の情報連絡手段として防災行政無線、防災用M C A無線等を用いて、防災関係機関や市民への情報連絡を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第2節 第1「情報連絡体制の確立」を準用する。

第2 気象に関する情報の収集

1. 気象情報等の収集

(1) 気象情報

総括班は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

主な気象情報等の種類

種 類	内 容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報・大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

なお、詳細は、野田市消防計画による。

火災気象通報の基準

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
 ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位（m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	6.70	7.10
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.20	8.50
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.60	8.90

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

総括班は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の判断を行う。

4. 民間気象情報

(1) 気象解析の委託

市域の気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託しており情報の活用を図る。

なお、端末は市民生活部防災安全課及び土木部管理課に配置してある。

システム名	防災気象情報システム
概要	・ 降雨及び降雪に係る 36 時間先までの定時情報の提供（1 日 2 回） ・ 時間雨量 10 mm 以上の大雨、又は 5 cm 以上の降雪が予想される場合の臨時情報の提供及びプリンターにアラーム通報・出力 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等

(2) 雨量及び雨域の推移並びに河川に関する情報の入手

市域における雨量及び雨域の推移並びに河川に関する各種情報等について、次のとおり、財団法人河川情報センターから情報が提供される。

なお、端末は土木部管理課内に置き、管理課が管理している。

システム名	河川・流域総合情報システム（略称：F R I C S システム）
概要	・ 雨量レーダ情報、雨量テレメータ情報、水位テレメータ情報、ダム諸量情報の画面情報の提供サービス ・ 緊急時の通報表示サービス

第3 被害情報の収集・報告

総括班は、市民からの通報や職員のパトロール等により被害情報を収集し、応急対策に活用する。

また、浸水等の被害が解消した段階で、住家の被害調査を実施する。被害情報や被害調査の結果は、「千葉県被害情報等報告要領」等に基づき県等に報告を行う。

対策の内容は、震災編第3章 第2節 第3「被害情報の収集・報告」を準用する。

第3節 災害広報

項 目	担 当	関係機関
第1 災害時の広報	広報班、避難所班	野田警察署
第2 広聴活動	電話対応班、生活支援班	
第3 報道機関への対応	広報班	

第1 災害時の広報

広報班及び防災関係機関は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第1「災害時の広報」を準用する。

第2 広聴活動

電話対応班は、市民からの電話による問合せや、各種手続き等の相談のため、コールセンター、臨時相談所を設置して対応する。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第2「広聴活動」を準用する。

第3 報道機関への対応

広報班は、市からの情報を市民等に発信するために、報道機関への発表を定期的に行うほか、法令等の定めに基づき、放送の要請等を行う。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第3「報道機関への対応」を準用する。

第4節 災害派遣・応援要請

項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業体の相互応援	給水班	

第1 自衛隊の災害派遣

市は、人命又は財産の保護のために必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース駐車場）を受け入れ場所として、必要な措置を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第4節 第1「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第2 県・市町村等への要請

市は、市だけでは災害への対応が困難な場合、法令や協定に基づき、県、他の市町村等に対し職員の派遣、物資の供給等の応援を要請し、受け入れのため必要な措置を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第4節 第2「県・市町村等への要請」に準拠する。

第3 消防の広域応援要請

消防長及び市長は、災害が発生し、野田市のみの消防力では対応が困難な場合、法令や協定に基づき県内消防機関及び緊急消防援助隊等の応援を要請する。

対策の内容は、震災編第3章 第4節 第3「消防の広域応援要請」に準拠する。

第4 上水道・下水道事業体の相互応援

市は、給水活動や上下水道の復旧において、資機材、職員等の技術的支援が必要な場合は、協定に基づき全国の事業体に応援を要請する。

対策の内容は、震災編第3章 第4節 第4「上水道・下水道事業体の相互応援」に準拠する。

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

項 目	担 当	関係機関
第1 消防活動	消火・救助班	
第2 救助救急活動	消火・救助班	野田警察署
第3 危険物等の対策	消火・救助班、学校班	関東東北産業保安監督部
第4 水防活動	消火・救助班、土木班	

第1 消防活動

市街地の延焼火災や危険物施設での爆発・炎上等が発生した場合、消火・救助班及び消防団は消火、人命救助等の活動を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第5節 第1「消防活動」を準用する。

第2 救助救急活動

水害や土砂災害等により、生き埋め者や負傷者が発生した場合、消火・救助班、消防団、警察等は、救助活動や救急搬送等を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第5節 第2「救助救急活動」を準用する。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消火・救助班は消火、救助活動を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第5節 第3「危険物等の対策」を準用する。

第4 水防活動

大雨、洪水等による浸水被害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のための水防活動の実施については、野田市水防計画により行う。

水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、市民生活部長との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。

なお、事態の推移により全庁的な対応が必要となった場合には、本部長（市長）の決定に基づき、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合されることとなる。

1. 水防配備体制及び活動内容

集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫により、比較的大規模に災害が発生した場合は、「水防本部」体制の発令を行い、災害対策職員配備・配置基準表に基づき災害対策活動を実施する。

市の水防配備体制及び活動内容は次のとおりである。

野田市水防配備体制及び活動内容

種別	配 備 時 期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防準備体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 ア) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (終期) 次の1項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。	1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事業 (1) 各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2) 市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3) 防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4) 市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。
水防注意体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 ア) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川はん濫注意報 (本編第4章第2節参照) (終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。	1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めたときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域等の巡回を行い被害を認めたときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。
水防警戒体制	(始期) 1. 台風等の異常気象が認められた場合は次の注意報の1項目以上が発表され、または水防本部長が必要と認めたときは警戒体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 (本編第4章第1節参照) ア 水防活動用気象警報 ア) 大雨警報 イ 水防活動用洪水警報 (2) 水防法(第10条の2)に基づくもの (本編第4章第2節参照) ア 利根川・江戸川洪水警報 (3) 水防法(第10条の2)に基づき行う水防警報 (本編第4章第2節参照) 2. 台風等により、市内の一部に水害が発生した場合で指揮官が指示したとき。 (終期) 1. 次に1項目以上の場合は水防警戒体制を解除する。 (1) 警報が解除され、又は市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 2. 水防警戒体制から水防非常第1配備体制に入ったとき。	1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2) 市内河川の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めたときは適切処置をとると共に本部長並びに(県)現地指導班長に連絡する。 (3) 水防資機材の整備配地を確認する。 (4) 樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。 (5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6) 本部長の裁量により、人員配置を行い市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。

2. 消防本部の体制及び活動

水防管理者（市長）は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者（市長）は次の場合、野田市消防本部に対し、出動準備をさせる。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがある場合

イ 気象状況等により、危険が予知される場合

(2) 出動

水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。

ア 水防警報が発表されたとき

イ 知事から出動の指示があったとき

ウ 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき

エ その他必要と認めたとき

(3) 活動

水災の発生が予想されるとき又は発生したときは、事前計画に基づき、次のとおり水防活動を実施する。

ア 水防（消防）隊の編成

水防管理者（市長）による警戒配備の指示の発令を受けたときは、別命を待たず、次の体制に入り、水防警戒体制を強化するものとする。

(ア) 消防本部隊

消防本部を水防警戒体制に切り替え本部に各班を置く。

(イ) 消防署・分署隊

消防署・分署隊においては、非番員を非常編成し、強化する。

(ウ) 水防（消防）団隊

消防団は自動的に切り替え、本部を消防本部内に置く。

イ 監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視・警戒を実施する。また、資材準備を行う。

ウ 水防作業の実施

水防管理者（市長）の要請があったとき又は監視警戒の状況報告その他により必要部隊を運用し水防作業にあたる。

エ 警戒区域の設定

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入り禁止、立ち入り制限、区域外への退去を命ずる。また、洪水により著しい危険が切迫していると認められる区域の居住者に対し、水防管理者は避難のため立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合は、警察署長にその旨を通知しなければならない。

オ 水防活動実施報告

水防警報の「出動」発令時以降、解除までの間は、水防本部が県東葛飾土木事務所に対し、水防計画の定めに従い、水防活動実施報告（水防警報）をする。

消防長は、水防本部の情報連絡責任者に対し、これに準じた報告又は情報提供を行う。

カ 決壊時の措置

堤防の決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、水防本部長に対し、その旨を緊急報告する。

キ 協力応援

堤防の決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、水防本部長を通じて、野田警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時又はそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援、又は水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

ク 水防活動体制の解除と事後措置

水位がはん濫注意水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防本部に報告する。

また、水防解除の命が下ったときは、これを市民に知らせるとともに、水防計画に定める水防活動実施報告書を作成し、水防本部長に報告する。

第6節 医療救護・防疫活動

項 目	担 当	関係機関
第1 応急医療活動	医療救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター
第2 保健衛生活動	医療救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	医療救護班	野田健康福祉センター

第1 応急医療活動

風水害等により傷病者が発生した場合は、消火・救助班による医療機関への搬送と治療が実施される。多数の傷病者が発生した場合は、医師会等の協力により現場に救護所を設置して応急医療救護を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第1「応急医療救護」を準用する。

第2 保健衛生活動

医療救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田健康福祉センターと連携して、健康管理のための指定避難所救護センター設置、巡回医療などを実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第2「保健衛生活動」を準用する。

第3 防疫活動

医療救護班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。

第7節 避難対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難勧告・指示等	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	

第1 避難勧告・指示等

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。

避難基準の目安

避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
避難行動要支援者 避難準備	○栗橋観測所 3時間後にはん濫危険水位に達すると予想される状況（はん濫注意情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	避難準備
避難行動要支援者 避難勧告 （一般避難準備）	○栗橋観測所 はん濫危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想される とき	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難勧告	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいてはん濫危険水位に達すると予想される とき（はん濫警戒情報が発令されたとき） ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要支援者	避難
		一般	避難開始
避難指示	○野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、はん濫危険水位に到達した状況（はん濫危険情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	直ちに避難完了
		一般	

避難勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難勧告・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。

(3) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

避難勧告・指示等の内容

- | |
|--|
| <p>ア 避難対象地域（町名、施設名）</p> <p>イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</p> <p>ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ その他必要な事項</p> |
|--|

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により、必要な措置を講ずる。

(5) 携行品

市民等が避難する場合は、家庭内備蓄である飲料水・食料3日分や必要な資機材等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の支部連絡所を開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に 災害発生のおそれがある場合	夜間・休日（勤務時間外）に 災害発生のおそれがある場合
支部連絡所の開場	出勤している避難施設の管理 者が開場	（事前に連絡を受けた）施設 の管理者が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

< 支部連絡所一覧 >

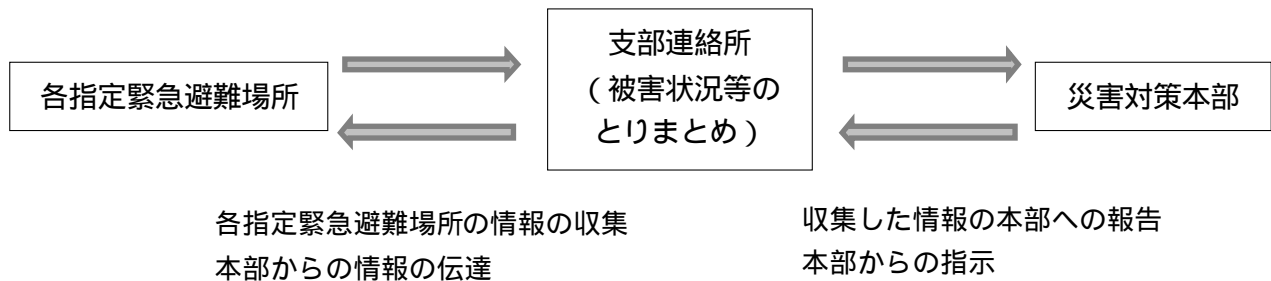
ア 関宿北部地区...県立関宿城博物館	イ 関宿中部地区...いちいのホール
ウ 関宿南部地区...木間ヶ瀬小学校	エ 川間地区...川間公民館
オ 北部地区...北コミュニティセンター	カ 中央地区...中央出張所
キ 東部地区...東部公民館	ク 南部地区...南コミュニティセンター
ケ 福田地区...福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
- エ 場所以外の避難住民の対応に関すること

< 支部連絡所の情報収集伝達体制 >



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の指定避難所を開設する。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に 災害発生のおそれがある場合	夜間・休日（勤務時間外）に 災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理 者が開場	（事前に連絡を受けた）施設 の管理者が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

指定避難所を開設した場合の運営については、状況に応じて震災編 第3章 第7節 第3「指定避難所の開設及び運営」を準用する。

第8節 生活救援

項 目	担 当	関係機関
第1 飲料水の供給	給水班、被害調査班	
第2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第3 生活必需品の供給	物資班、	
第4 救援物資の受入れ・管理	物資班	

第1 飲料水の供給

浸水等により飲料水の確保ができない場合、給水班は、対象地域に給水車等による給水を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第1「飲料水の供給」を準用する。

第2 食料の供給

市民は、避難する場合、家庭内備蓄等の食料を携行して避難することを原則とする。携行していない避難者に対しては、市の備蓄食料を供給する。

その後、床上浸水等により住家が被災、あるいはライフライン停止により炊事のできない者に対して食料を供給する。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第2「食料の供給」を準用する。

第3 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、食料の供給と同様とする。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第3「生活必需品の供給」を準用する。

第4 救援物資の受入れ・管理

物資班は、全国からの救援物資を受け入れるため、物資集積所を開設し、受け入れた物資を被災者に供給する。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第4「物資の受入れ・管理」を準用する。

第9節 行方不明者の搜索・遺体の処理

項 目	担 当	関係機関
第1 行方不明者の搜索	市民情報班	野田警察署
第2 遺体の処理	生活支援班	野田警察署、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市医師会、野田市歯科医師会
第3 遺体の埋葬	生活支援班	野田市仏教会

第1 行方不明者の搜索

市民情報班は、行方不明者の情報を収集し、消防部、消防団、野田警察署に搜索活動を要請する。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第1「行方不明者の搜索」を準用する。

第2 遺体の処理

生活支援班は、多数の遺体を収容した場合に遺体安置所を設置し、遺体の検案、処理等を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第2「遺体の処理」を準用する。

第3 遺体の埋葬

生活支援班は、遺体の検案を完了した遺体を遺族に引き渡す。引き取り手のない遺体及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬・埋葬を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第3「遺体の埋葬」を準用する。

第10節 交通・緊急輸送

項 目	担 当	関係機関
第1 交通規制	土木班	
第2 緊急輸送	土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、千葉県トラック協会 野田支部、千葉県バス協会
第3 緊急通行車両等の確認	土木班	

第1 交通規制

道路管理者は、浸水等で危険な道路について交通規制を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第10節 第1「交通規制」を準用する。

第2 緊急輸送

土木班及び庁舎管理班は、緊急輸送対策として緊急輸送路の優先的復旧、ヘリコプター臨時離発着場の開設、車両・燃料の確保を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第10節 第2「緊急輸送」を準用する。

第3 緊急通行車両等の確認

土木班は、災害対策で使用する車両について、緊急通行車両の確認を行い公安委員会から証明書及び標章の交付を受ける。

対策の内容は、震災編第3章 第10節 第3「緊急通行車両等の確認」を準用する。

第11節 災害警備・防犯

項 目	担 当	関係機関
第1 災害警備		野田警察署
第2 防犯	総括班	野田警察署

第1 災害警備

1. 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

2. 警備体制

野田警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

3. 災害警備活動要領

(1) 要員の招集及び参集

(2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(3) 装備資機材の運用

(4) 通信の確保

(5) 救出及び救護

(6) 避難誘導及び避難地区の警戒

(7) 警戒線の設定

(8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(9) 報道発表

(10) 行方不明者の搜索及び迷子等の保護

(11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

(12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

(13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

(14) 協定に基づく関係機関への協力要請

(15) その他必要な応急措置

第2 防犯

総括班は、警察や自主防災組織等と連携し、指定避難所や被災地の防犯対策を実施する。
対策の内容は、震災編 第3章 第11節 第2「防犯」を準用する。

第12節 ライフライン施設等の応急対策

項 目	担 当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班	東京電力株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

第1 ライフライン施設

各ライフライン機関は、災害が発生した場合、被害の拡大を防止する措置により、機能の維持及び供給を継続する。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第1「ライフライン施設」を準用する。

第2 交通施設

鉄道事業者及び道路管理者は、あらかじめ定められた基準に基づき、運転規制等を行う。また、管理する施設の被害状況を把握し、通行禁止措置や応急復旧措置を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第2「交通施設」を準用する。

第3 公共施設

各班は、利用者等の安全確保、所管施設の被災状況の調査等を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第3「公共施設」に準拠する。

第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項 目	担 当	関係機関
第1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

第1 災害発生時の対応

学校長等は、災害のおそれのある場合、児童・生徒・保育乳幼児の安全を確保し避難を行う。
また、児童・生徒・保育乳幼児は、保護者に引き渡すまで学校や指定避難所等で保護を行う。
対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第1「災害発生時の対応」を準用する。

第2 応急教育

学校班及び学校長は、災害後、速やかに学校の再開を目指して復旧を行う。
対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第2「応急教育」を準用する。

第3 応急保育

要配慮者班及び保育所（園）長は、保育所（園）の被害状況を把握し、応急保育を実施する。
対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第3「応急保育」を準用する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、利用者の安全を確保するとともに、施設の応急復旧を実施する。
対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第4「社会教育施設の対策」を準用する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は、被害状況を速やかに調査し、市に報告する。
対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第5「文化財の確認」を準用する。

第14節 避難行動要支援者対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	
第2 避難行動要支援者への対応	要配慮者班	
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	

第1 避難行動要支援者の避難支援

「野田市避難行動要支援者支援計画」に基づき、自治会、自主防災組織等が連携して、避難行動要支援者の安否確認、避難支援及び災害情報の伝達を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第14節 第1「避難行動要支援者の避難支援」を準用する。

第2 避難行動要支援者への対応

要配慮者班は、自治会、自主防災組織、福祉団体と連携して、指定避難所の避難行動要支援者の支援を行う。

また、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

対策の内容は、震災編 第3章 第14節 第2「避難行動要支援者への対応」を準用する。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

社会福祉施設の管理者は、災害が発生するおそれのある場合、早期に施設入所者等の避難を行い、安全を確保する。

対策の内容は、震災編 第3章 第14節 第3「社会福祉施設入所者等への支援」を準用する。

第15節 ボランティアへの対応

項 目	担 当	関係機関
第1 ボランティアの受け入れ体制	要配慮者班	野田市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	要配慮者班	野田市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受け入れ体制

要配慮者班は、野田市社会福祉協議会と連携して、野田市総合福祉会館にボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第15節 第1「ボランティアの受け入れ体制」を準用する。

第2 ボランティア活動支援

ボランティア活動の拠点や資機材の調達、活動費用の負担は、原則としてボランティア自身が行うが、必要に応じて野田市社会福祉協議会と協議の上、市が対応する。

対策の内容は、震災編 第3章 第15節 第2「ボランティア活動支援」を準用する。

第16節 帰宅困難者対策

項 目	担 当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東武鉄道株式会社
第2 市の対応	総括班	

第1 施設管理者等の対応

各施設の管理者は、災害により交通機関等が停止した情報を入手した場合は、従業員や利用者等に対し、施設内での待機を呼びかける。

対策の内容は、震災編 第3章 第16節 第1「施設管理者等の対応」を準用する。

第2 市の対応

多数の帰宅困難者が駅周辺や行楽施設等に滞留した場合、市は、一時滞在施設を開放し収容するとともに、情報の提供を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第16節 第2「市の対応」を準用する。

第17節 清掃・廃棄物・環境対策

項 目	担 当	関係機関
第1 障害物の除去	住宅班・土木班	
第2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第4 動物対策	環境衛生班	野田健康福祉センター、動物 愛護センター、千葉県獣医師 会

第1 障害物の除去

住宅班は、住家に竹木、土砂等が堆積した場合は、災害救助法に基づき対象となる住宅の障害物を除去する。また、河川管理者及び道路管理者は、管理する河川、道路の障害物の除去を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第1「障害物の除去」を準用する。

第2 清掃・廃棄物処理

環境衛生班は、災害により流出した竹木、家財等の廃棄物が発生した場合は、処理計画を立案して収集と処理を実施する。

また、浸水によりトイレが使用できない場合は、公共施設等のトイレの利用や仮設トイレの設置を行い対処する。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第2「清掃・廃棄物処理」を準用する。

第3 環境汚染の防止

環境衛生班は、災害により危険物漏出等が発生した場合、河川等の環境監視や周辺への注意喚起を実施する。また、建物を解体する場合は、アスベスト飛散について対応を図る。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第3「環境汚染の防止」を準用する。

第4 動物対策

環境衛生班は、死亡した家畜の処理、飼い主のもとから逃げ出したペット、指定避難所に同行避難したペット等の対策を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第4「動物対策」を準用する。

第18節 建物対策

項 目	担 当	関係機関
第1 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第2 住家の被災調査・り災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 応急仮設住宅の設置	住宅班	

第1 被災宅地の危険度判定

住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第2「被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2 住家の被災調査・り災証明の発行

被害調査班及び住宅班は、被災した家屋の被害程度を調査し、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分して判定を行い、被害調査班において、り災証明書を発行する。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第3「住家の被災調査・り災証明の発行」を準用する。

第3 住宅の応急修理

住宅班は、自らの資力では被災した住宅の修理ができないなど、一定基準を満たす者を対象に住宅の応急修理を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第4「住宅の応急修理」を準用する。

第4 応急仮設住宅の設置

県及び住宅班は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第5「応急仮設住宅の供給」を準用する。

第19節 災害救助法の適用

市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合又は該当する見込みがある場合は、市からの被害報告に基づき、災害救助法が適用され、知事を実施者として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

市長は、知事からの事前に委任をされた対策を行うほか、知事が行う救助を補助する。

対策の内容は、震災編 第3章 第19節「災害救助法の適用」を準用する。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 生活安定のため緊急措置

項 目	担 当	関係機関
第1 被災者の生活確保	要配慮者班、被害調査班	野田市社会福祉協議会、松戸公共職業安定所野田出張所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構、日本赤十字社千葉県支部野田地区
第2 地域経済への支援	要配慮者班	

第1 被災者の生活確保

市及び防災関係機関は、法令等に基づいて被災した市民に対し、見舞金、義援金等の支給や、税の減免等、生活再建のために各種の支援を実施する。

対策の内容は、震災編 第4章 第1節 第1「被災者の生活確保」を準用する。

第2 地域経済への支援

防災関係機関、金融機関、関係団体等は、被災した中小企業者や農林業者に対し、法令等に基づき融資等の支援を実施する。

対策の内容は、震災編 第4章 第1節 第2「地域経済への支援」を準用する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し、復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

対策の内容は、震災編 第4章 第2節「生活関連施設の復旧計画」を準用する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び風水害による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず、「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、市民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。

考え方は、震災編 第4章 第3節「災害復興計画」を準用する。